

1. 件 名：新検査制度導入に伴う実用炉規則改正等に係る原子炉設置変更許可申請への反映について

2. 日 時：令和2年12月14日 13時30分～13時50分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

正岡管理官補佐、角谷管理官補佐、建部主任安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長、中村原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 燃料管理グループ マネージャー

関西電力株式会社 燃料技術グループ マネージャー

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

- (1) 事業者から、新検査制度施行に伴い改正された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に定める「燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量」のうち、燃焼体の最高燃焼度の記載について、資料に基づき確認があった。
- (2) 原子力規制庁から、最高燃焼度については、「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」に記載しているように、炉心管理において燃料健全性を確保するうえで管理する必要があるものを記載する必要があるため、事業者において管理する必要があるものを整理し、説明するよう求めた。
- (3) 事業者から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

- ・ 設置（変更）許可申請書に記載する燃料体の最高燃焼度について